

介護老人保健施設アップル学園前の利用料金

(注意点)

以下に各サービスの「おおよそご利用料金」「介護保険制度による加算」「各種サービスによる加算」を記載しております。

「おおよそご利用料金」には、基本的なサービス・加算サービスの料金は含まれておりますが、これ以外のご利用者の心身の状況などによって必要となる「介護保険制度による加算」や洗濯や理美容などの「その他の料金」は含まれておりません。

特に、当施設はリハビリを積極的に行っておりますので、リハビリなどの加算の料金が「おおよそご利用料金」の他にかかる場合も多いことをご了承ください。

例えば、施設入所において、一月あたり以下に示すような加算の料金が追加になることもあります。

(1割負担の場合)

- 短期集中リハビリ実施加算 261円/日×25日=6,525円
 - 初期加算 33円/日×30日= 990円
 - 入所前後訪問指導加算(I) 490円
 - 療養食加算 7円×3食×31日= 651円
- 合計 8,656円 ※1割負担を元に計算しております。

なお、介護保険による自己負担額は、法律で定められた特別な計算方法により算出するため実際に利用された日数・回数に基づいて計算すると、以下に示す自己負担額と少額の違いが生じることがあります。

●施設入所のご利用料金(在宅超強化型)

○入所(多床室) ※一月あたりのおおよそご利用料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	128,694	131,193	133,356	135,248	137,105
2割負担の方	160,482	165,479	169,805	173,590	177,304
3割負担の方	192,270	199,765	206,254	211,932	217,503

<内訳>

上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

要介護度	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※1	食費※2	居住費※2	日常生活品費※3	教養娯楽費※4
要介護1	1割負担の方	31,788	2,050 * 31日 = 63,550	670 * 31日 = 20,770	356 * 31日 = 11,036	50 * 31日 = 1,550
	2割負担の方	63,576				
	3割負担の方	95,364				
要介護2	1割負担の方	34,287				
	2割負担の方	68,573				
	3割負担の方	102,859				
要介護3	1割負担の方	36,450				
	2割負担の方	72,899				
	3割負担の方	109,348				
要介護4	1割負担の方	38,342				
	2割負担の方	76,684				
	3割負担の方	115,026				
要介護5	1割負担の方	40,199				
	2割負担の方	80,398				
	3割負担の方	120,597				

○入所(従来型個室) ※一月あたりのおおよそご利用料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	293,081	295,514	297,608	299,500	301,425
2割負担の方	322,166	327,032	331,220	335,003	338,854
3割負担の方	351,250	358,549	364,831	370,506	376,283

<内訳>

上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※1	食費※2	居住費※2	日常生活品費※3	教養娯楽費※4	個室代
要介護1	1割負担の方	29,085	2,050 * 31日 = 63,550	1,660 * 31日 = 51,460	356 * 31日 = 11,036	50 * 31日 = 1,550	4400 * 31日 = 136,400
	2割負担の方	58,170					
	3割負担の方	87,254					
要介護2	1割負担の方	31,518					
	2割負担の方	63,036					
	3割負担の方	94,553					
要介護3	1割負担の方	33,612					
	2割負担の方	67,224					
	3割負担の方	100,835					
要介護4	1割負担の方	35,504					
	2割負担の方	71,007					
	3割負担の方	106,510					
要介護5	1割負担の方	37,429					
	2割負担の方	74,858					
	3割負担の方	112,287					

※1・・・介護保険による自己負担額には、介護保健施設サービス費、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、科学的介護推進体制加算(Ⅱ)、排せつ支援加算(Ⅰ)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)、リハビリマネジメント計画情報加算在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の自己負担額が含まれています。

※2・・・食費、居住費は所得の状況により、市町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ければ、減額措置の適用が受けられます。なお、個室代については、減額措置の適用外となります。

○減額措置が適用された場合の「一月あたりのおおよそご利用料金」は下記のとおり。

部屋種類	利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	第1段階	53,674	56,173	58,336	60,228	62,085
多床室	第2段階	67,934	70,433	72,596	74,488	76,345
多床室	第3段階①	75,994	78,493	80,656	82,548	84,405
多床室	第3段階②	97,399	99,897	102,023	103,911	105,768
個室	第1段階	202,561	204,994	207,088	208,980	210,905
個室	第2段階	205,351	207,784	209,878	211,770	213,695
個室	第3段階①	238,831	241,264	243,358	245,250	247,175
個室	第3段階②	260,238	262,668	264,761	266,651	268,541

なお、生活保護受給者の方のご利用料金については、お問い合わせ下さい。

※3・・・日常生活品費は、バスタオル、タオル、小タオル(おしぼり)、ティッシュペーパーの費用となります。

※4・・・教養娯楽費は、室内で楽しめるレクリエーションを充実させ、継続するための費用となります。

○上記金額に加算されるもの

① 介護保険制度による加算

※金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の料金も含んで表示しています。当該加算は、介護職員の人材確保と処遇の向上を図るために創設され、当施設における介護保険によって定められたサービスすべてに付加されるものです。

サービス内容	1割金額	2割金額	3割金額	備考
初期加算	33円/日	66円/日	99円/日	入所日から30日間加算。
短期集中リハビリテーション実施加算	261円/日	522円/日	783円/日	入所の日から3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	261円/日	522円/日	783円/日	認知症の入所者に対して入所の日から3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	490円/回	980円/回	1,470円/回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	523円/回	1,046円/回	1,569円/回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	654円/回	1307円/回	1960円/回	イ) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。 ロ) 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。
入退所前連携加算(Ⅱ)	436円/回	871円/回	1307円/回	ロ) 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。
経口維持加算(Ⅰ)	436円/月	871円/月	1,307円/月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき加算
経口維持加算(Ⅱ)	109円/月	218円/月	327円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算
療養食加算(1食ごと)	7円/食	13円/食	19円/食	食事の提供を管理栄養士又は栄養士によって管理した場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1月に1回7日を限度)	260円/日	520円/日	780円/日	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載していること
所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月に1回10日を限度)	523円/月	1046円/月	1,569円/月	診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等(近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。)を診療録に記載していること、また、介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること
退所時情報提供加算	546円/回	1,091円/回	1,636円/回	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
訪問看護指示加算	327円/回	653円/回	980円/回	退所時に訪問看護指示書を交付した場合
試行的退所時指導加算	436円/回	871円/回	1,307円/回	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
経口移行加算	31円/日	62円/日	93円/日	経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成された日から起算して180日以内の期間
緊急時治療管理(1月に1回、連続する3日限度)	564円/日	1,128円/日	1,692円/日	入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所日より7日を限度)	218円/日	436円/日	654円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護保健施設サービスが必要であると判断した者に対して、介護老人保健サービスを行った場合
認知症情報提供加算(入所期間中に1回を限度)	381円/回	762円/回	1,143円/回	認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であり、入所者又はその家族の同意を得た上で、入所者の診療状況を示す文書をえて保険医療機関へ紹介を行った場合
地域連携診療計画情報提供加算	327円/回	653円/回	980円/回	医科診療報酬点数表の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した利用者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する
ターミナルケア加算	1,797円/日	3,593円/日	5,389円/日	死亡日に算定

ターミナルケア加算	893円/日	1,785円/日	2,678円/日	死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算	174円/日	347円/日	521円/日	死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算	88円/日	175円/日	262円/日	死亡日以前31日以上45日以下
外泊時施設費用	395円/日	789円/日	1183円/日	外泊された場合には、1月に6日を限度(外泊初日と最終日除く)に所定単位数に代えて算定する
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	871円/回	1742/回	2,613/回	居室に外泊され、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。
若年性認知症入所者受入加算	132円/日	263円/日	395円/日	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	109円/回	218円/回	327円/回	入所後1月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること。 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行う
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	261円/回	522円/回	783円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定していること。 入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	109円/回	218円/回	327円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定していること。 6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させること。 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少していること。
再入所時栄養連携加算(1人につき1回を限度)	218円/回	436円/回	654円/回	入所している利用者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、退院した後に再度、同介護老人保健施設に入所する際、再入所において必要となる栄養管理が、前回入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、同介護老人保健施設の管理栄養士が病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	15円/月	29円/月	43円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。
排せつ支援加算(Ⅱ)	17円/月	33円/月	50円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
排せつ支援加算(Ⅲ)	22円/月	43円/月	65円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	45円/月	89円/月	133円/月	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
安全対策体制加算	22円/回	43円/回	65円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	99円/月	197円/月	296円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	120円/月	239円/月	358円/月	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

② その他の料金

サービス内容		金額	サービス内容		金額
洗濯代	私物の洗濯を施設に依頼される場合	154円/日	ヤクルト代	朝食時希望される場合	55円/食
	失禁の場合 洗濯代)	100円/回	ヨーグルト代	朝食時希望される場合	55円/食
理美容代	散髪(顔そり付き)	3,040円/回	電気代	電化製品を持ち込まれた場合、1点につき	55円/日
	丸刈り	2,030円/回	電気代(携帯充電用)	携帯を使用されており、当施設にて充電される場合	10円/日
	顔そり(男)	1,010円/回			
	顔そり(女)	610円/回			
	パーマ(カット・顔そり・洗髪付き)	6,090円/回			
	パーマのみ	3,040円/回			
	洗髪のみ	410円/回			
	毛染め(カット・顔そり・洗髪付き)	5,070円/回			
	毛染めのみ	2,030円/回			

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のご利用料金(在宅超強化型)

○短期入所(多床室) ※1日あたりのおおよそご利用料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	3,944	4,116	4,180	4,263	4,331	4,393	4,458
2割負担の方	4,761	5,106	5,233	5,400	5,536	5,659	5,789
3割負担の方	5,578	6,096	6,287	6,537	6,740	6,925	7,120

<内訳>

上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

要介護度	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※1	食費※2	滞在費※2	日常生活品費※3	教養娯楽費※4
要支援1	1割負担の方	818	2,050	670	356	50
	2割負担の方	1,635				
	3割負担の方	2,452				
要支援2	1割負担の方	990				
	2割負担の方	1,980				
	3割負担の方	2,970				
要介護1	1割負担の方	1,054				
	2割負担の方	2,107				
	3割負担の方	3,161				
要介護2	1割負担の方	1,137				
	2割負担の方	2,274				
	3割負担の方	3,411				
要介護3	1割負担の方	1,205				
	2割負担の方	2,410				
	3割負担の方	3,614				
要介護4	1割負担の方	1,267				
	2割負担の方	2,533				
	3割負担の方	3,799				
要介護5	1割負担の方	1,332				
	2割負担の方	2,663				
	3割負担の方	3,994				

○短期入所(従来型個室) ※1日あたりのおおよそご利用料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	9,291	9,447	9,483	9,561	9,630	9,693	9,754
2割負担の方	10,066	10,377	10,449	10,605	10,743	10,870	10,991
3割負担の方	10,841	11,307	11,415	11,649	11,856	12,047	12,229

<内訳>

上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

要介護度	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※1	食費※2	滞在費※2	日常生活品費※3	教養娯楽費※4	個室代
要支援1	1割負担の方	775	2,050	1,660	356	50	4,400
	2割負担の方	1,550					
	3割負担の方	2,325					
要支援2	1割負担の方	931					
	2割負担の方	1,861					
	3割負担の方	2,791					
要介護1	1割負担の方	967					
	2割負担の方	1,933					
	3割負担の方	2,899					
要介護2	1割負担の方	1,045					
	2割負担の方	2,089					
	3割負担の方	3,133					
要介護3	1割負担の方	1,114					
	2割負担の方	2,227					
	3割負担の方	3,340					
要介護4	1割負担の方	1,177					
	2割負担の方	2,354					
	3割負担の方	3,531					
要介護5	1割負担の方	1,238					
	2割負担の方	2,475					
	3割負担の方	3,713					

※1…介護保険による自己負担額には、短期入所療養介護費、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の自己負担額が含まれています。

※2…食費、滞在費は所得の状況により、市町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ければ、減額措置の適用が受けられます。

なお、個室代については、減額措置の適用外となります。

○減額措置が適用された場合の「1日あたりのおおよそご利用料金」は下記のとおり。

部屋種類	利用者負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	第1段階	1,524	1,696	1,760	1,843	1,911	1,973	2,038
多床室	第2段階	2,194	2,366	2,430	2,513	2,581	2,643	2,708
多床室	第3段階①	2,594	2,766	2,830	2,913	2,981	3,043	3,108
多床室	第3段階②	2,891	3,060	3,126	3,206	3,274	3,334	3,395
個室	第1段階	6,371	6,527	6,563	6,641	6,710	6,773	6,834
個室	第2段階	6,671	6,827	6,863	6,941	7,010	7,073	7,134
個室	第3段階①	7,891	8,047	8,083	8,161	8,230	8,293	8,354
個室	第3段階②	8,189	8,342	8,381	8,457	8,525	8,586	8,646

なお、生活保護受給者の方のご利用料金については、お問合せください。

※3…日常生活品費は、バスタオル、タオル、おしぼり、ティッシュペーパーの費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※4…教養娯楽費は、室内で楽しめるレクリエーションを充実させ、継続するための費用となります。

○上記金額に加算されるもの

① 介護保険制度による加算

※金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の料金も含んで表示しています。当該加算は、介護職員の人材確保と処遇の向上を図るために創設され、当施設における介護保険によって定められたサービスすべてに付加されるものです。

サービス内容	1割金額	2割金額	3割金額	備考
個別リハビリテーション実施加算	261円/日	522円/日	783円/日	理学療法士などが個別リハビリテーションを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所日から7日限度)	218円/日	436円/日	654円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して、指定短期入所療養サービスを行った場合
緊急短期入所受入加算(入所日から7日限度)	99円/日	197円/日	296円/日	入所者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合
若年性認知症利用者受入加算	132円/日	263円/日	395円/日	
総合医学管理加算	300円/日	600円/日	900円/日	治療管理を目的とし、基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合(利用中に7日を限度)
送迎加算	201円/片道	401円/片道	601円/片道	居宅と当事業所との間の送迎を行った場合、片道につき加算
療養食加算(1食ごと)	9円/食	17円/食	25円/食	食事の提供を管理栄養士又は栄養士によって管理した場合
緊急時治療管理(1月に1回、連続する3日限度)	564円/日	1,128円/日	1,692円/日	入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合
重度療養管理加算	132円/日	263円/日	395円/日	要介護4又は5であって、別に定める状態であるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合

② その他の料金

サービス内容		金額
電気代	電化製品を持ち込まれた場合、1点につき	55円/日
洗濯代	私物の洗濯を施設に依頼される場合	154円/日
	失禁の場合	100円/回
理美容代	散髪(顔そり付き)	3,040円/回
	丸刈り	2,030円/回
	顔そり(男)	1,010円/回
	顔そり(女)	610円/回
	パーマ(カット・顔そり・洗髪付き)	6,090円/回
	パーマのみ	3,040円/回
	洗髪のみ	410円/回
	毛染め(カット・顔そり・洗髪付き)	5,070円/回
毛染めのみ	2,030円/回	
ヤクルト代	朝食時希望される場合	55円/個
ヨーグルト代	朝食時希望される場合	55円/個

1回あたりのおおよそご利用料金(要支援の方は、1月あたりのご利用料金となります。)

○1日コース(8:30~16:30)の場合

要支援1	要支援2
※1	※1

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	2,052	2,190	2,326	2,488	2,648
2割負担の方	2,909	3,186	3,457	3,781	4,101
3割負担の方	3,766	4,182	4,588	5,074	5,555

※入浴されない場合、日用生活品費と入浴介助加算(Ⅱ)の金額約218円減額されます。

<内訳> 上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

要介護度	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※2	食費		日常生活品費(入浴された場合)※3	教養娯楽費※4
			昼食	おやつ		
要支援1	1割負担	2,654	790	100	254	50
	2割負担	5,308				
	3割負担	7,962				
要支援2	1割負担	4,899				
	2割負担	9,797				
	3割負担	14,696				
要介護1	1割負担	858				
	2割負担	1,715				
	3割負担	2,572				
要介護2	1割負担	996				
	2割負担	1,992				
	3割負担	2,988				
要介護3	1割負担	1,132				
	2割負担	2,263				
	3割負担	3,394				
要介護4	1割負担	1,294				
	2割負担	2,587				
	3割負担	3,880				
要介護5	1割負担	1,454				
	2割負担	2,907				
	3割負担	4,361				

※ 要介護の方におきましては、原則として1月あたり以下の加算が追加されます。(1割負担の場合)

① 利用開始6か月まで
リハビリテーションマネジメント加算(B)口
約952円/月

または、
利用開始6か月を超えた場合、 約600円/月

② 科学的介護推進体制加算 約45円/月
・別紙「上記金額に加算されるもの」※印参照)

※1・要支援1、要支援2の方の介護保険による自己負担額は一月あたりの金額が定められており、これに利用日数分の食費、日常生活品費・教養娯楽費を足し合わせた金額をお支払いいただきます。

※2・介護保険による自己負担額には、要支援1、2の場合、介護予防通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)運動器機能向上加算、科学的介護推進体制加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の自己負担額が含まれています。

要介護の場合、通所リハビリテーション費、入浴介助加算Ⅱ、サービス提供体制加算Ⅰ、リハビリ提供体制加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の自己負担額が含まれています。

※3・日常生活品費は、バスタオルやおしぼりの費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に お支払いいただきます。入浴されなかった場合は、日常生活品費は、103円/日となります。(その他の料金参照)

※4・教養娯楽費は、室内で楽しめるレクレーションを充実させ、継続するための費用となります。

○午前短時間コース(10:00~13:30)の場合

要支援1	要支援2
※1	※1

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	1,661	1,747	1,827	1,932	2,037
2割負担の方	2,278	2,449	2,610	2,819	3,030
3割負担の方	2,895	3,152	3,393	3,706	4,023

※入浴されない場合、日常生活品費と入浴介助加算(Ⅱ)の金額約218円減額されます。

〈内訳〉 上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

要介護度	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※2	食費		日常生活品費(入浴された場合)※3									
			朝食	昼食										
要支援1	1割負担	2,654	790	254										
	2割負担	5,308												
	3割負担	7,962												
要支援2	1割負担	4,899				790	254							
	2割負担	9,797												
	3割負担	14,696												
要介護1	1割負担	617							790	254				
	2割負担	1,234												
	3割負担	1,851												
要介護2	1割負担	703										790	254	
	2割負担	1,405												
	3割負担	2,108												
要介護3	1割負担	783	790	254										
	2割負担	1,566												
	3割負担	2,349												
要介護4	1割負担	888				790	254							
	2割負担	1,775												
	3割負担	2,662												
要介護5	1割負担	993							790	254				
	2割負担	1,986												
	3割負担	2,979												

※ 要介護の方におきましては、原則として1月あたり以下の加算が追加されます。(1割負担の場合)

① 利用開始6か月まで
リハビリテーションマネジメント加算(B)口 約952円/月

または、
利用開始6か月を超えた場合、 約600円/月

② 科学的介護推進体制加算 約45円/月
・ 別紙「上記金額に加算されるもの」※印参照

※1・・・要支援1、要支援2の方の介護保険による自己負担額は一月あたりの金額が定められており、これに利用日数分の食費、日常生活品費を足し合わせた金額をお支払いいただきます。

※2・・・介護保険による自己負担額には、要支援1、2の場合、介護予防通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)運動器機能向上加算、科学的介護推進体制加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の自己負担額が含まれています。

要介護の場合、通所リハビリテーション費、入浴介助加算Ⅱ、サービス提供体制加算Ⅰ、リハビリ提供体制加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の自己負担額が含まれています。

※3・・・日常生活品費は、バスタオル、タオル、おしぼりの費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。入浴されなかった場合は、日常生活品費(おしぼり代)として、103円/日となります。(その他の料金参照)

○朝から元気コース(8:30~12:30)または昼から健康コース(13:00~17:00)利用の場合

1回あたりのおおよそのご利用料金(要支援の方は、一月あたりの料金となります。)

要支援1	要支援2
※1	※1

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	755	840	921	1,025	1,131
2割負担の方	1,307	1,476	1,639	1,846	2,059
3割負担の方	1,858	2,112	2,357	2,667	2,986

<内訳>

上記の金額の内訳は、以下の内容となります。

要介護度	介護保険自己負担割合	介護保険による自己負担額※2	食費		日常生活品費※3
			おやつ		
要支援1	1割負担	2,654	100	おやつ	103
	2割負担	5,308			
	3割負担	7,962			
要支援2	1割負担	4,899			
	2割負担	9,797			
	3割負担	14,696			
要介護1	1割負担	552			
	2割負担	1,104			
	3割負担	1,655			
要介護2	1割負担	637			
	2割負担	1,273			
	3割負担	1,909			
要介護3	1割負担	718			
	2割負担	1,436			
	3割負担	2,154			
要介護4	1割負担	822			
	2割負担	1,643			
	3割負担	2,464			
要介護5	1割負担	928			
	2割負担	1,856			
	3割負担	2,783			

※ 要介護の方におきましては、原則として1月あたり以下の加算が追加されます。(1割負担の場合)

① 利用開始6か月まで
リハビリテーションマネジメント加算(B)口
約952円/月

または、
利用開始6か月を超えた場合、 約600円/月

② 科学的介護推進体制加算 約45円/月
・別紙「上記金額に加算されるもの」※印参照

※1・・・要支援1、要支援2の方の介護保険による自己負担額は一月あたりの金額が定められており、これに利用日数分のおやつ代、日常生活品費を足し合わせた金額をお支払いいただきます。

※2・・・介護保険による自己負担額には、要支援1、2の場合、介護予防通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(I)、運動器機能向上加算、科学的介護推進体制加算、介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)の自己負担額が含まれています。

要介護の場合は、通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(I)、リハビリ提供体制加算、介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)の自己負担額が含まれています。

※3・・・日常生活品費は、タオルやおしぼりの費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

○上記金額に加算されるもの

① 介護保険制度による加算

※金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の料金も含んで表示しています。当該加算は、介護職員の人材確保と処遇の向上を図るために創設され、当施設における介護保険によって定められたサービスすべてに付加されるものです。

・要支援1、2の場合

サービス内容	1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額	備考
生活行為向上リハビリテーション加算(Ⅰ)	608円/月	1,215円/月	1,823円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援したリハビリを実施した場合
若年性認知症利用者受入加算	260円/月	519円/月	778円/月	
栄養アセスメント加算	54円/月	108円/月	162円/月	管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
栄養改善加算	216円/月	432円/月	648円/月	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22円/月	44円/月	65円/月	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円/月	11円/月	16円/月	利用開始時及び利用中7月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	163円/月	325円/月	487円/月	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	174円/月	347円/月	521円/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	520円/月	1,039円/月	1,559円/月	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、2種類を実施した場合
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	758円/月	1,515円/月	2,272円/月	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のうち、3種類を実施した場合
事業所評価加算	131円/月	261円/月	391円/月	

・要介護の場合

サービス内容	1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額	備考
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	617円/月	1,234円/月	1,851円/月	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ (6か月を超えた場合)	265円/月	529円/月	794円/月	6か月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	654円/月	1,308円/月	1,962円/月	リハビリテーション加算(A)イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ (6か月を超えた場合)	301円/月	602円/月	902円/月	6か月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	916円/月	1,831円/月	2,746円/月	通所リハビリテーション計画を医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ (6か月を超えた場合)	562円/月	1,124円/月	1,686円/月	6か月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
※リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	952円/月	1,903円/月	2,854円/月	通所リハビリテーション計画を医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること。
※リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ (6か月を超えた場合)	600円/月	1,199円/月	1,798円/月	6か月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合

※科学的介護推進体制加算	45円/月	89円/月	134円/月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ロ) 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
入浴介助加算(Ⅰ)	45円/日	89円/日	134円/日	入浴された場合
入浴介助加算(Ⅱ)	67円/日	133円/日	199円/日	入浴された場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	121円/日	242円/日	363円/日	退院・退所後又は認定日より 3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	265円/日	529円/日	794円/日	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	2,116円/月	4,231円/月	6,347円/月	退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間に1月に4回以上リハビリテーションを実施。 リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施
生活行為向上リハビリテーション加算	1,378円/月	2,756円/月	4,134円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援したりハビリを実施した場合
若年性認知症利用者受入加算	67円/日	133円/日	199円/日	
栄養アセスメント加算	55円/月	110円/月	165円/月	管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応すること。 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
栄養改善加算(原則3ヶ月以内、月2回を限度)	220円/月	440円/月	660円/月	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22円/月	44円/月	65円/月	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円/月	11円/月	16円/月	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
口腔機能向上加算(Ⅰ)	166円/月	331円/月	496円/月	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	177円/月	354円/月	530円/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
重度量要管理加算	111円/回	221円/回	332円/回	要介護3、4又は5であって、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合
送迎減算	-48円/片道	-97円/片道	-146円/片道	送迎を行わなかった場合に片道につき減算。

② その他の料金

サービス内容		金額	サービス内容		金額
紙おむつ代	尿とりパット	50円/枚	日常生活品費	入浴された場合(バスタオル、タオル、おしぼり代)	256円/日
	パンツ式	203円/枚		入浴されなかった場合(タオル、おしぼり代)	103円/日
	おむつカバー	153円/枚	教養娯楽費	教養娯楽費は、室内で楽しめるレクリエーションを充実させ、継続するための費用となります。	50円/日
理美容代	散髪(顔そり付き)	3,040円/回			
	丸刈り	2,030円/回			
	顔そり(男)	1,010円/回			
	顔そり(女)	610円/回			
	パーマ(カット・顔そり・洗髪付き)	6,090円/回			
	パーマのみ	3,040円/回			
	洗髪のみ	410円/回			
	毛染め(カット・顔そり・洗髪付き)	5,070円/回			
	毛染めのみ	2,030円/回			